

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 4 月 22 日

金 曜 日

第 4046 号

目 次

告 示

- 土地区画整理事業の換地処分 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- 県営住宅に係る家賃の収納事務の委託 4
- 農用地利用配分計画の認可の申請

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 5
- 開発行為の工事完了 6

正 誤

- 平成28年 4 月 8 日付け第4040号富山県告示第 191号 7

告 示

富山県告示第213号

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3 項の規定により富山高岡広域都市計画事業戸出中之宮土地区画整理事業施行者高岡市戸出中之宮土地区画整理組合から換地処分をした旨届出があったので、同条第 4 項の規定によりその旨を公告する。

平成28年 4 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第214号

保安林の指定施業要件の変更予定について

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年

法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成28年4月22日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県黒部市福平宇水出谷337の2、字ワサビ谷339の1から339の12まで、339の14から339の22まで、339の24から339の26まで、339の29、339の30、339の32、339の34から339の39まで、339の42から339の45まで、339の47から339の49まで、田靱字荻平 143の7・嘉例沢字柳原2803・2805（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2806、2808から2815まで、2817から2819まで、2825・2826・2828・2846・字中山8（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、魚津市鉢字外小谷2717、2718、字赤谷2719、字七枚平2733、字場ドコ2734、中新川郡上市町伊折外六ヶ村入会地宇内小谷1の1から1の6まで、字外小谷1の2から1の4まで、字青部1の1、1の2

2 保安林として指定された目的

水源^{かん}の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中新川郡上市町伊折外六ヶ村入会地宇内小谷1の1から1の6まで・字外小谷1の2から1の4まで・字青部1の1・1の2（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農

林水産部森林政策課、黒部市役所、魚津市役所及び上市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

第 2

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県黒部市三ヶ山字非人谷 5 の 297、字大谷 1 の 340 から 1 の 344 まで、尾中字大谷 1 の 17 (次の図に示す部分に限る。)、1 の 380、魚津市平沢字沌滝 6 の 52、6 の 53、6 の 56、6 の 64、6 の 90 から 6 の 96 まで、6 の 99、6 の 102、6 の 107 から 6 の 112 まで、6 の 115 から 6 の 118 まで、6 の 123・6 の 124 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、6 の 128、6 の 131 から 6 の 140 まで、6 の 147 から 6 の 149 まで、6 の 237 から 6 の 239 まで、6 の 243 から 6 の 245 まで、6 の 260、島尻字上管沌瀧 24 の 57、字葡萄原 25 の 1 の 1、25 の 2 から 25 の 6 まで、25 の 7 から 25 の 12 まで (以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)、25 の 13、25 の 14、26 の 1 から 26 の 19 まで、26 の 20 (次の図に示す部分に限る。)、26 の 21 から 26 の 45 まで、26 の 46 (次の図に示す部分に限る。)、26 の 47 から 26 の 65 まで、26 の 67 から 26 の 69 まで (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)、26 の 70 から 26 の 112 まで、26 の 113 (次の図に示す部分に限る。)、26 の 114 から 26 の 128 まで、26 の 129 (次の図に示す部分に限る。)、26 の 130 から 26 の 139 まで、26 の 140・26 の 141 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、26 の 142 から 26 の 233 まで、字藤掛 7913、7915 から 7917 まで、7918 の 1 から 7918 の 3 まで、7919 から 7923 まで、7923 の 2、7924、7924 の 2、7925、7927、7928、7930、7931、7933、7935 から 7939 まで、字藤掛谷 22 の 6 から 22 の 12 まで、22 の 26、字野郎水 7940 の 2、二ヶ字中ノ又東平 56 の 3・56 の 6 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、56 の 7、56 の 8、56 の 9 (次の図に示す部分に限る。)、56 の 10 から 56 の 12 まで、56 の 34 (次の図に示す部分に限る。)、56 の 35、字一ノ又西平 57 の 26 (次の図に示す部分に限る。)、57 の 29、57 の 30、三ヶ字浦半兵エ 2 の 1 から 2 の 4 まで、字表半兵エ 3 の 1、3 の 4、大菅沼字中尾 81、82 の 1、82 の 2、83 の 1、字小滝谷 89・90 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課、黒部市役所及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第215号

県営住宅に係る家賃の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、富山県県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）別表に掲げる県営住宅に係る家賃の収納の事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 4 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

東京都新宿区大久保二丁目 7 番17号

子浩法律事務所 所長 弁護士 小林浩平

富山県告示第216号

農用地利用配分計画の認可の申請について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第 101号）第18条第 1 項の規定により、富山県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同第 3 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに富山県知事に対

し、意見書を提出することができる。

平成28年 4 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
南部 一成	朝日町桜町1057番地 2	朝日町沼保神田 351- 1 ほか18筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

富山県農林水産部農業経営課

(2) 縦覧期間

平成28年 4 月22日から 5 月 5 日まで

3 意見書の提出先

富山県農林水産部農業経営課

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年 4 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

アルビス米島店 高岡市米島字表向460番1 ほか28筆

2 店舗を設置する者 J A三井リース株式会社 ほか1

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

J A 三井リース株式会社 代表取締役 高橋 則広 東京都中央区銀座八丁目13番1号 ほか1

(変更後)

J A 三井リース株式会社 代表取締役 中山 和夫 東京都中央区銀座八丁目13番1号 ほか1

4 変更の日

平成28年4月1日

5 変更の理由

人事異動に伴う代表者変更のため

6 届出の日 平成28年4月13日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成28年4月22日から平成28年8月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月22日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
下新川郡入善町入膳字猿角場5754番108及び5754番109	同 左	道路 下水道 貯水施設	魚津市本江 997番地 1	井川不動産株式会社
射水市橋下条1526番 1			射水市橋下条1582番地	佐川 幸

~~~~~  
**正 誤**  
 ~~~~~

平成28年 4 月 8 日付け第4040号富山県告示第 191号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定について」表中

誤

訪問看護ステーションわか木	高岡市浪岡61番地 1	精神通院医療		平成28年 4 月 1 日
---------------	-------------	--------	--	---------------

正

訪問看護ステーションわか木	高岡市波岡61番地 1	精神通院医療		平成28年 4 月 1 日
---------------	-------------	--------	--	---------------

